

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 27日	
堺市長 殿	
提出者	
住 所 大阪府堺市美原区木材通1-4-5	
氏 名 三和電子サーキット株式会社美原工場 取締役工場長 吉藤 正義	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-362-4331	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三和電子サーキット株式会社 美原工場
事業場の所在地	大阪府堺市美原区木材通1-4-5
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	28：電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	製品出荷額：2,302百万円
③従業員数	217人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	排 出 量	604 t	56 t
	（これまでに実施した取組） ・ 補給量の適正化 ・ 不良の削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	排 出 量	598 t	56 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 不良の削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃液引取りの種類ごとに配管、タンクが独立している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
1992 t	14 t	4 t	0.4 t

②計画

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
1972 t	14 t	4 t	0.4 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状維持		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状維持		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状維持		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）
	全 処 理 委 託 量	604 t	56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	604 t	56 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・廃棄物の委託先の確認を定期的に行っている。 ・優良認定を受けている処理業者への委託変更。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
0 t	0 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
1992 t	14 t	4 t	0.4 t
1992 t	14 t	4 t	0.0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（メタル剥離廃液）	
	全処理委託量	598 t	56 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	598 t	56 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2671 t		
	(今後実施する予定の取組) ・全ての廃棄物で電子manifestの運用を実施しています。			
※事務処理欄				

②計画

廃アルカリ	化学銅廃液	特定有害廃油（塩メチ）	廃油（廃PGM）
1972 t	14 t	4 t	0.4 t
1972 t	14 t	4 t	0.0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。